

報告番号	甲 第 号	氏 名	山尾忠弘
<p>主 論 文 題 名 :</p> <p>J.S.ミルにおける文明社会と女性——『女性の隷従』の形成と発展——</p>			
<p>(内容の要旨)</p> <p>本論の目的は、19世紀ブリテンを代表する思想家であるジョン・スチュアート・ミルの主著の1つ『女性の隷従』の形成と発展を、同時代の思想史的文脈に着目して解明することである。ミルは『自由論』をはじめ様々な作品を残した多作な思想家だが、『女性の隷従』については、これまで近代フェミニズムの原点という評価は確立していたものの、ミル研究者の間でさえミルの思想形成に及ぼした意義を等閑視する傾向があった。本論文では『女性の隷従』の形成と発展を、それが執筆された思想史的文脈の上に再定位し、ミル自身の思想的発展との関連の中で捉え直すことを試みたい。そのために本論では、ミルの『女性の隷従』の形成と展開を、「結婚と離婚」(第1章)、「性格形成」(第2章)、「社会主義」(第3章)、「正義論」(第4章)、「参政権」(第5章)、「就労」(第6章)という相互に関連した異なる側面から重層的に描き出すことを試みていきたい。この各章の分析を貫くのが、本論文の主題である「文明社会と女性」という分析枠組みである。</p> <p>この「文明社会と女性」という主題が典型的にあらわれているのは、ミルが1832年から1833年の間に執筆した「結婚論」という論説においてである。本論の第1章では、ミルの「結婚論」は、彼が有名な早期教育によって学習したスコットランド啓蒙を代表する思想家の1人であるジョン・ミラー(1735-1801)の影響を色濃く受けたものであり、ミラーを媒介とすることによってミルがスコットランド啓蒙思想の議論を発展的に継承しているという解釈を提示する。すなわち、スコットランド啓蒙思想の中で展開された、離婚の自由を認めないことが近代文明社会における女性の地位を向上させたのだ、という議論をミルが批判的に継承したと主張したい。ミルは近代文明社会における女性の地位向上という問題をスコットランドの思想家から受け継ぎつつ、彼らの限界を乗り越え(第1章)、19世紀固有の性格形成論や社会主義論について同時代の思想家と対話しながら(第2・第3章)、彼自身の文明社会観を練り上げ(第4章)、その論理を用いて政治・経済両面での女性の地位向上について論じることになる(第5・第6章)のだ。</p>			

第2章では、ミルの主張の1つである『論理学体系』と『女性の隷従』の思想的関係を考察する。この2書の間を考察する上で重要なのは、未完の性格形成学といわれる「エソロジー」において、ミルが「数多くの精神的・道徳的相違が、男女の間に存在すると観察、あるいは想定されている。しかし、それほど遠くない将来において、平等な自由と平等で独立した社会的地位が両性にもたらされ、男女の性格の相違 (their differences of character) が取り除かれるか、あるいは完全に改まることが望まれるであろう」と述べている事実である。本章ではミルのこの議論が、スコットランド啓蒙思想のイングランドにおける普及者でもあったシドニー・スミスの影響を受けたものであったことを示し、スミスとの対比によってミルが展開した女性の性格形成論の思想史的特徴を明らかにすることを試みた。

第3章では、ミルの経済思想における最重要問題の1つである社会主義論と『女性の隷従』の思想的関係について考察する。ミルの社会主義論についてはこれまで様々な側面から検討がなされてきたが、『女性の隷従』と社会主義の関係についてはこれまで十分な注意が払われてこなかった。本章ではミルの議論を同時代の社会主義者ウィリアム・トンプソンのそれと比較することで、なぜミルが『女性の隷従』において社会主義の実現による女性の地位向上を論じなかったのかを考察した。ミルの結論は、トンプソンのように社会主義（協同社会）の実現によって労働者と同時に女性の地位もまた向上するとは思われないということであった。なぜなら労働者階級の「利益」と女性の「利益」はかならずしも一致しないからである。

第4章ではミルの『功利主義』と『女性の隷従』の思想的関係を考察する。ミルは女性の地位向上を論じるときにしばしば正義という言葉を用いる。しかし『女性の隷従』において、正義という言葉は厳密な定義を与えられて用いられているわけではない。そこで本章ではミルが正義をどのような意味で用いているかを『功利主義』の第5章を詳細に検討することによって明らかにし、その論理が『女性の隷従』のみならずミルの思想形成とどのように関わっているかを解明することを試みた。事実、本論で繰り返し立ち返ることになる「過去の時代において、社会を平等にしようと試みられた時にはいつでも、正義が徳の基礎としてその主張を裏づけていた。たとえば、古代の自由な共和国がそうである。しかし、その中で最も優れた国〔アテナイ〕できえ、対等な人間は自由な男性の市民にかぎられていた。〔……〕そして近代の歴史はすべて、その障壁が緩慢に消滅していく過程によって成り立っている。私たちは正義がふたたびもっとも重要な徳となる社会秩序に入りつつある」という『女性の隷従』の一節は、正義についてのミルの考え方を参照することによってこそ十分な形で理解することができるのである。

第5章では、ミルの民主制論と『女性の隷従』の思想的関係を考察する。近年の見る研究ではミルの思想と古典古代の政治思想の連続性に注目が集まっているが、本章では文明社会における女性の地位向上という観点から、むしろ古代と近代を明確に区別し、近代に固有な問題と格闘したミルという解釈を提示する。その近代に固有な問題とは女性と黒人の政治的隷属状態という問題である。ミルは若き日にこの2つの問題を「皮膚の貴族制と性の貴族制」という注目すべき言葉によって批判的に把握した。ミル思想のその後の展開は、この「皮膚の貴族制と性の貴族制」に対する批判の論理の彫琢という形で理解することができるのである。実際、のちに『代議制統治論』においてミルは「あと一世代が経過してしまう前に、肌の色の偶然と同様に性別の偶然が、市民としての平等な保護と特権を剥奪する十分な正当化だとは考えられなくなっていることにも期待したい」と述べて、「皮膚の貴族制と性の貴族制」に対する批判的な視座を維持し続けたのである。

第6章では、『女性の隷従』研究における最大の難問である「性別役割分業」に対するミルの議論を検討していく。たしかにミルが『女性の隷従』の中で「財産ではなく稼得によって家族が養われているとき、男性が稼いで女性が家計の支出を管理するというよく見られる取り決めは、一般的には2人のあいだのもっとも適当な分業であるように私には見える」と述べていることに鑑みれば、ミルは性別役割分業を擁護していると解釈することに一定の説得力はある。しかし、ミルは同書で次のようにも述べている。「たとえ女性なしで上手くいくとしても、十分な名誉や功績を女性には認めないことや、(他人を傷つける場合を除いて)自分の好みに従い自らの責任で職業を選択するという人類すべての平等な道徳的権利を女性にあたえないことは、正義と矛盾するであろう」。この一節はこれまでそれほど重視されてはこなかった部分だが、この箇所を読むとむしろミルは性別役割分業には批判的なようにも解釈できる。本章ではこのような一見すると矛盾するミルの考え方が、どのように形成し発展したのかを『経済学原理』の各版対照を通じて明らかにすることを試みた。